

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第149号

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土採取規制条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)